

令和7年12月17日

第一期生、第二期生の皆様

神奈川県健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長  
神奈川県立平塚看護大学校長

### 第一期生及び第二期生の大学院入学資格について

平素より、本学の教育にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月及び令和4年3月に卒業された第一期生及び第二期生の皆様の大学院入学資格について、ご連絡いたします。

「学校教育法施行規則」第155条第1項第5号は、「文部科学大臣が指定した専修学校専門課程を、文部科学大臣が定める日（指定日）以後に修了した者には、大学院の入学資格が認められる」旨を規定していますが、本学の指定日は、令和5年3月1日付となっています。本来、当該指定を受けるための手続を令和2年度中に行う必要がありました。県の所管課が手続を行っていなかったことから、指定を受けるのが遅れたものです。

このため、指定日より前に課程を修了された第一期生、第二期生の皆様は、当該条項による入学資格は認められず、皆様が入学資格を得るには、同条同項第8号が定める、「大学院が個別に実施する入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる」ことが必要となります。

皆様には、県の指定手続の遅れにより、大学院入学資格の認定に多大な影響を生じさせてしまったこと、また、これまで正確な情報提供ができていなかつたことにつきまして、衷心よりお詫び申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

第一期生、第二期生の皆様におかれましては、大学院への進学を希望される場合は、お手数をお掛けしますが、当該大学院の募集案内をご確認の上、個別の入学資格審査を受けていただきますよう、お願ひいたします。

この内容は、本校在学時のご住所あてにご郵送しております。県及び本学は、審査において必要な情報を当該大学院へ提供する等、必要なサポートを行いますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

今後とも、ご不明な点やご心配な点などがありましたら、真摯にご相談に対応してまいりますので、どうか、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

問合せ先

【本庁所管課】

医療整備・人材課人材養成グループ

電話(045)210-4758

【平塚看護大学校】

管理課

電話(0463)32-3533

<参考> 学校教育法施行規則 第155条第1項

学校教育法第九一条第二項又は第一百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの